Upward Together

第10回 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年６月24日（土曜日）午前10時

場所

東京都港区港南二丁目16番４号
品川グランドセントラルタワー ３階
THE GRAND HALL（ザ・グランドホール）

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

第10回定時株主総会招集のご通知…… 1

（添付書類）

事業報告…… 5
連結計算書類…… 29
計算書類…… 32
監査報告書…… 35
株主総会参考書類…… 41

UTグループ株式会社

証券コード：2146

証券コード　2146
平成29年６月７日

株　主　各　位

東京都品川区東五反田一丁目11番15号
ＵＴグループ株式会社
代表取締役社長　若山　陽一

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月23日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月24日（土曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区港南二丁目16番４号
品川グランドセントラルタワー　３階
ＴＨＥ　ＧＲＡＮＤ　ＨＡＬＬ（ザ・グランドホール）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第10期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

＜ 会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞

第１号議案　取締役４名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

＜ 株主提案（第３号議案から第22号議案まで）＞

第３号議案　定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）
第４号議案　定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）
第５号議案　定款一部変更の件（監査役会における告発窓口の設置）
第６号議案　定款一部変更の件（取締役の株式売却の事前予告と開示）
第７号議案　定款一部変更の件（取締役会のためのリーガル・カウンシルの設立）
第８号議案　定款一部変更の件（取締役会の代表取締役の承認を受けることなく使用できる予算枠の設置）
第９号議案　定款一部変更の件（代表取締役を交えない社外取締役だけの経営会議開催）
第10号議案　定款一部変更の件（白票を会社提案については賛成、株主提案については反対とすることの禁止）
第11号議案　定款一部変更の件（株主提案の議案説明文字数の1000字への増加）
第12号議案　定款一部変更の件（レブロン義務の規定）
第13号議案　定款一部変更の件（40歳以下及び女性取締役候補者の指名）
第14号議案　定款一部変更の件
（取締役報酬と株式価値との連動性についての特別調査委員会の設置）
第15号議案　定款一部変更の件（株主との対話に関する規定）
第16号議案　定款一部変更の件（当社役員の退会命令や懲戒処分の事実に関する記載）
第17号議案　定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示について）
第18号議案　定款一部変更の件
（100を上限とした株主提案の招集通知等への掲載について）
第19号議案　定款一部変更の件（株主と取締役との連絡と対応に関する規定）
第20号議案　定款一部変更の件
（大塚和成弁護士の社内外での問題行動に関する特別調査委員会の設置）
第21号議案　大塚和成取締役解任の件
第22号議案　会社側の取締役選任議案に対する修正提案

（議決権行使のお取扱いに関するご注意）
・議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

・議決権行使書を再発行させていただいた場合等において、複数の議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合には、最後に行使された内容のみを有効とさせていただきます。

・第22号議案は、会社提案の第１号議案のうち大塚和成氏の取締役選任に係る議案と両立しない関係にありますので、第１号議案に対する議決権行使において大塚和成氏の取締役選任に賛成された上で、第22号議案にも賛成されることのないようにご留意ください。第１号議案のうち大塚和成氏の取締役選任に係る議案及び第22号議案の双方に賛成された場合、第１号議案のうち大塚和成氏の取締役選任に係る議案及び第22号議案への議決権の行使はいずれも無効とさせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.ut-g.co.jp ）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合も、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

本株主総会終了後、同会場において株主様向け会社説明会を１時間ほど開催いたします。引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

（提供書面）

事業報告（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

1　企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

❶　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策、企業収益の改善などを背景に緩やかな回復基調がみられ、有効求人倍率は平成29年３月には1.45倍とバブル期並みの高水準となり、企業における採用環境は厳しい状況が続いています。一方、中国をはじめとする新興国経済の減速や英国のＥＵ離脱問題、米国大統領選挙後の政策動向に対する懸念など、世界経済の不確実性は高く、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、平成27年９月に施行された改正労働者派遣法により、派遣事業者に対しては派遣社員へのキャリア形成支援や雇用安定措置を義務づけるとともに、有期雇用派遣事業などへの規制が強化された一方で、無期雇用派遣については従来３年が上限とされていた派遣期間の上限がなくなるなど、派遣社員を使用する企業への規制が緩和されました。加えて改正労働契約法により、企業が直接雇用していた契約社員から、派遣社員への切り替えの動きがみえはじめました。

当社グループの主要顧客である大手製造企業においては、労働力需要のボラティリティが高まるとともに、必要とする人数も増加傾向にあります。また、電子部品業界を中心に派遣労働者を使用する企業のコンプライアンス遵守への意識が高まり、派遣事業者にも一定のコンプライアンス基準を求めるようになるなど、企業側が派遣事業者を選ぶ基準も変わりつつあります。

このような状況の下、当社グループでは全国規模での採用基盤を背景として、企業の大規模な人材ニーズに対し、配属時期と人数を確約する「コミット受注」により、高単価受注と好条件求人を実現し、高い動員実績により顧客との信頼関係が強化され、さらなる受注につながる好循環を生み出しました。

また、当社グループの社員一人ひとりの将来と正面から向き合うキャリアコンサルティングを通じて、社員の意欲と技能を高め、製造オペレーターから設計・開発等を行うエンジニアへのグループ内転職制度「One UT」、顧客企業への転籍制度「Next UT」などにより、派遣ではたらく社員のキャリア形成を支援する取り組みを推進しており、これらの

施策により派遣単価の上昇や離職率の低下などを実現しております。
以上の結果、当連結会計年度は売上高57,588百万円（前年同期44,050百万円、30.7％の増収）、営業利益3,413百万円（前年同期2,462百万円、38.7％の増益）、経常利益3,341百万円（前年同期2,421百万円、38.0％の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益2,033百万円（前年同期1,497百万円、35.8％の増益）、技術職社員数は15,488名（前年同期10,926名、4,562名の増加）となりました。

（製造派遣事業）
製造派遣事業においては、「コミット受注」により受注と採用が好調に推移し、技術職社員数と売上高の増加に寄与しました。加えて、社員の定着率向上につながる１工場当たりの派遣人数を増やす工場内シェアの向上施策を進めたことで、収益性が改善し利益率が向上しました。また、平成29年３月には、兵庫県を中心として関西エリアに基盤を持つ株式会社タイト・ワークの株式を取得し連結子会社としております。
以上の結果、売上高49,909百万円（前年同期38,333百万円、30.2％の増収）、営業利益2,271百万円（前年同期1,482百万円、53.2％の増益）、技術職社員数14,123名（前年同期10,022名、4,101名の増加）となりました。

（エンジニア派遣事業）
エンジニア派遣事業においては、社会的なエンジニア人材不足を背景に、生産工程での経験を有する人材がエンジニアにグループ内転職する制度「One UT」や、未経験者からエンジニアを育成する体制が求職者と顧客企業の双方から評価され、採用と受注が好調に推移しました。
以上の結果、売上高7,688百万円（前年同期5,699百万円、34.9％の増収）、営業利益575百万円（前年同期385百万円、49.5％の増益）、技術職社員数1,365名（前年同期904名、461名の増加）となりました。

❷ **設備投資の状況**

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は236百万円であり、その主なものは、当社子会社の合同オフィス、UT Advanced Career Centerの内装工事及び当社グループの基幹システムの構築によるものであります。

❸ **資金調達の状況**

該当事項はございません。

❹ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はございません。

❺ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はございません。

❻ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はございません。

❼ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

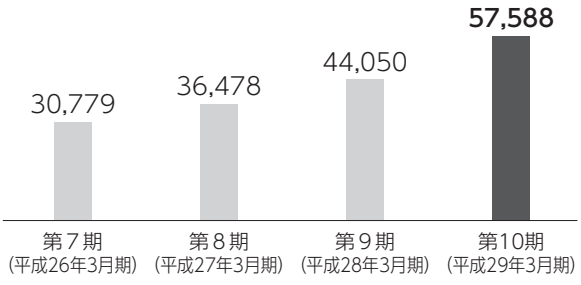
当社は、平成29年３月24日に株式会社タイト・ワークの発行済株式の100％にあたる2,000株を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

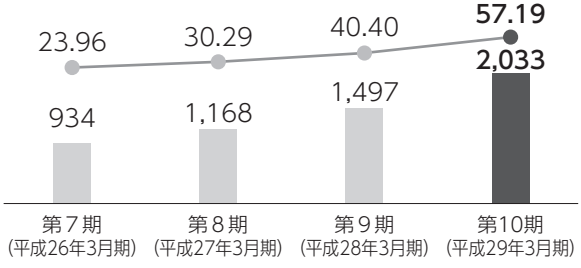
区分		第７期 (平成26年３月期)	第８期 (平成27年３月期)	第９期 (平成28年３月期)	第10期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売上高	(千円)	30,779,011	36,478,981	44,050,242	57,588,617
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	934,660	1,168,338	1,497,496	2,033,027
１株当たり当期純利益	(円)	23.96	30.29	40.40	57.19
総資産	(千円)	12,058,164	16,427,452	17,139,565	23,144,935
純資産	(千円)	3,159,043	3,624,435	4,248,229	5,735,642
１株当たり純資産額	(円)	79.58	91.20	111.16	158.75

(注) 平成25年７月１日を効力発生として、普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。第７期については、期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

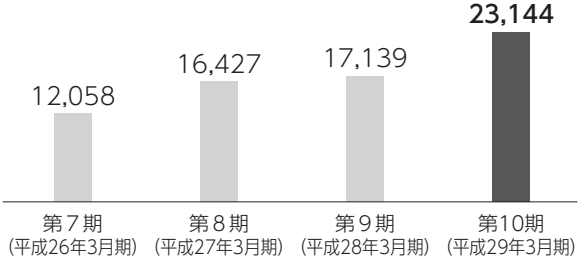
■ 売上高 (単位：百万円)



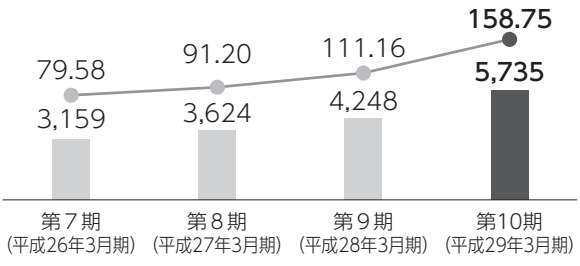
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)
● １株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 (単位：百万円)



■ 純資産 (単位：百万円)
● １株当たり純資産額 (単位：円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

❶ 親会社の状況

該当事項はございません。

❷ 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
ＵＴエイム株式会社	500	100.0	製造派遣事業（製造派遣・請負）
ＵＴパベック株式会社※１	20	100.0	製造派遣事業（製造派遣・請負）
ＵＴＨＰ株式会社※２	30	100.0	製造派遣事業（製造派遣・請負）
株式会社タイト・ワーク※３	10	100.0	製造派遣事業（製造派遣・請負）
ＵＴテクノロジー株式会社	45	100.0	エンジニア派遣事業（設計開発技術者派遣）
ＵＴシステム株式会社	15	100.0	エンジニア派遣事業（システム開発技術者派遣）
ＵＴコンストラクション株式会社	40	100.0	エンジニア派遣事業（建設技術者派遣）
ＵＴエージェント株式会社※４	50	100.0	その他（再就職支援）
ＵＴグローバル株式会社※５	20	100.0	その他（管理サービス）

※１　ＵＴパベック株式会社は、平成29年３月31日に株式を19%取得したことに伴い、完全子会社となりました。

※２　ＵＴＨＰ株式会社は、平成28年12月13日に設立しております。

※３　株式会社タイト・ワークは、平成29年３月24日に株式を取得し、連結子会社としております。

※４　ＵＴキャリア株式会社は、平成28年４月１日にＵＴエージェント株式会社に社名変更しております。

※５　ＵＴグローバル株式会社は、平成28年６月１日に設立しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業面に関する対処すべき課題は以下のとおりであります。

❶ 国内製造業の動向

足元の国内経済におきましては、景気の回復により製造業各社の業績は底堅く推移しておりますが、中でも電機・電子部品メーカーを中心に、事業売却や統合、組織再編、それに伴う国内の生産拠点の統廃合が続いております。これらの状況は、中長期的に当社グループ技術職社員の稼働人数に影響を及ぼす可能性がありますが、各社の生産現場においては欠員補充の需要が生じるなど、一方では事業機会でもあります。

このような環境の中、当社グループは、従前からの強みでもある電子部品、半導体業界において、特に世界シェアの高いデバイスメーカーとの取引の深耕・拡大を図ると共に、電池・環境エネルギー関連、自動車関連、建築建材関連へ向けた事業展開を積極的に進めるとともに、安定した事業基盤を構築する活動を継続して進めてまいります。

❷ 人材の確保

わが国では、若年層を中心に労働人口が減少する傾向にあり、昨年から特定の地域のみならず全国的に有効求人倍率が高止まりしております。

当社グループの事業に従事する技術職社員の大多数が若年層であり、採用に関してこれらの影響を受けやすく、今後、中長期的に技術職社員の採用が厳しさを増す可能性があります。

このような環境の中、当社グループの全社員が幹部ポストに立候補できる「UTエントリー制度」や従業員持株会を活用した「UT－ESOP制度」等の当社独自の制度を構築し、社員と求職者の双方から「支持される会社」作りを進めることにより人材の確保に取り組んでまいります。

❸ 労働者派遣法について

平成27年９月30日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」が施行されました。この法律では、従来の派遣先業種制限の撤廃、期限の定めのない派遣労働者（無期雇用派遣）の優遇、派遣労働者の雇用安定措置、キャリア形成支援義務付けなどが明記されることにより、派遣業界全体がより健全な発展へ向けて進むような内容となっております。この方向性は従前より「無期雇用派遣」を行ってきた当社のグループ経営方針と合致しており、当社グループにとって追い風となるものであります。

引き続きコンプライアンスを遵守した派遣事業を推進するとともに、働く人の立場に立ったサービスの提供に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

製造派遣事業

半導体・エレクトロニクス・環境エネルギー・自動車・建設建材業界の無期雇用派遣・請負

エンジニア派遣事業

機械・電気・電子の設計開発、建設エンジニア、システムエンジニアの派遣

(6) 主要な営業所（平成29年３月31日現在）

当社	
ＵＴエイム株式会社	本社：東京都品川区
ＵＴパベック株式会社	本社：東京都品川区
ＵＴＨＰ株式会社	本社：東京都品川区
株式会社タイト・ワーク	本社：大阪府大阪市
ＵＴテクノロジー株式会社	本社：東京都品川区
ＵＴシステム株式会社	本社：東京都品川区
ＵＴコンストラクション株式会社	本社：東京都品川区
ＵＴエージェント株式会社	本社：東京都品川区
ＵＴグローバル株式会社	本社：東京都品川区

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

❶ 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
製造派遣事業	14,479名	4,192名増
エンジニア派遣事業	1,431名	464名増
全社（共通）	194名	78名増
合計	16,104名	4,734名増

（注）１．使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

3．使用人数が前連結会計年度末と比べて4,734名増加いたしましたのは、主に製造派遣事業の業容拡大によるものであります。

❷ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
194名	78名増	34.4歳	2.4年

（注）1．使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。
2．使用人数が前事業年度末と比べて78名増加いたしましたのは、業容拡大に伴う管理部門業務の増加及び当社グループ内人材の有効活用のための子会社からの転籍によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行※	3,120,343千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,385,000千円
株式会社りそな銀行	768,286千円
株式会社横浜銀行	677,500千円
株式会社商工組合中央金庫	440,000千円

※株式会社みずほ銀行の借入額の中には株式給付信託（従業員持株会処分型）にかかる借入額60,379千円を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

❶ **発行可能株式総数** 160,000,000株
❷ **発行済株式の総数** 35,448,200株
❸ **株主数** 3,942名
❹ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
若 山 陽 一	6,662,000株	18.79%
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	4,147,500株	11.70%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）	4,032,700株	11.37%
DEUTSCHE BANK AG LONDON－PB NON－TREATY CLIENTS 613	1,864,982株	5.26%
有限会社コペルニクス	1,817,200株	5.12%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,296,500株	3.65%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,073,089株	3.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	952,500株	2.68%
エース証券株式会社	775,600株	2.18%
ＵＴグループ社員持株会	625,486株	1.76%

(2) 新株予約権等の状況

❶当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はございません。

❷当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はございません。

❸その他新株予約権等に関する重要な事項
当社は、平成28年５月12日開催の取締役会において、中期経営計画を実現していくことで業績を拡大させ、継続的な成長による株主価値のさらなる向上を追求すべく、当社の取締役及び執行役員の貢献意欲及び士気を一層向上させることを目的として、以下のとおり、行使条件を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて

発行することを決議いたしました。
なお、本新株予約権は、公正価格で発行するものであり特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることは会社法上必要とされていませんが、本新株予約権が行使された場合には普通株式が増加し、一定の希薄化が生じることから、平成28年６月25日開催の当社第９回定時株主総会において、株主の皆様から承認を得ております。

		平成28年５月12日決議の新株予約権
発行決議日		平成28年５月12日
新株予約権の数		5,567,700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式5,567,700株 (新株予約権１個につき１株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり23円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり44円 (１株当たり44円)
権利行使期間		平成29年７月１日から平成32年６月30日
行使の条件		(注)
割当先	当社取締役及び執行役員	新株予約権の数5,567,700個 目的となる株式数5,567,700株 割当者数24人

(注) 新株予約権の行使の条件
(1)新株予約権者は、平成29年３月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加算した額の金額が33億円を超過している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。
(2)新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
(3)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
(4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(5)各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

(4) 会社役員の状況

❶ 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	若山陽一	—
取締役	鉢嶺登	株式会社オプトホールディング　代表取締役社長
取締役	吉松徹郎	株式会社アイスタイル　代表取締役社長 株式会社コスメ・コム　取締役 株式会社コスメネクスト　取締役 株式会社アイスタイルビューティソリューションズ　取締役 istyle International Trading(Hong Kong) Co., Limited　取締役 istyle Global(Singapore) Pte. Limited　取締役 株式会社アイスタイルトレーディング　取締役 株式会社アイスタイルキャリア　取締役 istyle China Co., Limited　董事 株式会社メディア・グローブ　取締役 株式会社ISパートナーズ　取締役 株式会社アイメイカーズ　取締役 株式会社Eat Smart　取締役 istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited　取締役
取締役	大塚和成	株式会社リアルワールド　取締役監査等委員
常勤監査役	大籠清	ＵＴエイム株式会社　監査役 ＵＴテクノロジー株式会社　監査役 ＵＴコンストラクション株式会社　監査役 ＵＴエージェント株式会社　監査役 ＵＴパベック株式会社　監査役 ＵＴシステム株式会社　監査役 ＵＴグローバル株式会社　監査役 ＵＴＨＰ株式会社　監査役 株式会社タイト・ワーク　監査役
監査役	水上博和	アドヴァンキャピタル株式会社　代表取締役
監査役	吉田博之	辻・本郷税理士法人　法人第１部　総括部長

（注）１．取締役鉢嶺登氏、取締役吉松徹郎氏、取締役大塚和成氏は社外取締役であります。
２．監査役水上博和氏、監査役吉田博之氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役鉢嶺登氏、取締役吉松徹郎氏、取締役大塚和成氏、監査役水上博和氏、監査役吉田博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として選任し、同取引所へ届け出ております。
４．監査役吉田博之氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。

❷ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時地位・担当及び重要な兼職の状況
加　藤　慎一郎	平成28年６月25日	任期満了	ＵＴグループ株式会社　取締役
門　伝　明　子	平成28年６月25日	任期満了	ＵＴグループ株式会社　取締役 二重橋法律事務所（現祝田法律事務所）　パートナー

❸ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

❹ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取　締　役 （うち社外取締役）	６名 （４名）	81百万円 （　44百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	18百万円 （　8百万円）
合　計 （うち社外役員）	９名 （６名）	100百万円 （　52百万円）

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成20年６月23日開催の第１回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成20年６月23日開催の第１回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
３．上記には、平成28年６月25日開催の第９回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名及び取締役１名を含んでおります。
４．上記には、平成29年４月25日開催の定時取締役会決議に基づき取締役に対し支給する予定の以下の役員賞与が含まれております。
・取締役４名　30百万円（うち社外取締役３名　30百万円）

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はございません。

ハ．社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額
該当事項はございません。

❺ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

1．取締役鉢嶺登氏は、株式会社オプトホールディングの代表取締役社長であります。株式会社オプトホールディングと当社の間には取引関係はありません。

2．取締役吉松徹郎氏は、株式会社アイスタイルの代表取締役社長であります。株式会社アイスタイルと当社の間には取引関係はありません。

3．取締役大塚和成氏は、株式会社リアルワールドの取締役監査等委員であります。株式会社リアルワールドと当社の間には取引関係はありません。

4．監査役水上博和氏は、アドヴァンキャピタル株式会社の代表取締役であります。アドヴァンキャピタル株式会社と当社の間には取引関係はありません。

5．監査役吉田博之氏は、辻・本郷税理士法人の総括部長であります。辻・本郷税理士法人と当社との間には取引関係があります。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はございません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役　鉢嶺　登	当事業年度の就任以降の在任期間中に開催された取締役会19回のうち16回に出席いたしました。企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　吉松徹郎	当事業年度の就任以降の在任期間中に開催された取締役会19回のうち15回に出席いたしました。企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　大塚和成	当事業年度の就任以降の在任期間中に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。企業法務のスペシャリストとしての豊富な経験と専門知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

	活動状況
監査役　水上博和	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。金融分野の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの充実等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　吉田博之	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席し、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。会計、税務分野の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの充実等について適宜、必要な発言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

❶ **名称**　　仰星監査法人

❷ **報酬等の額**

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）1．当社の重要な子会社であるUTエイム株式会社は、仰星監査法人の監査を受けております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

❸ **非監査業務の内容**

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務として、財務報告に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

❹ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。その内容は、以下のとおりであります。取締役会は、内部統制システムの不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

1．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役を議長とし、取締役・弁護士も参加する「ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設置する。「ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議」は法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項の決定に際して事前に検証を行う。コンプライアンス推進については、「ＵＴグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社グループの役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。また、当社は内部通報制度や相談ダイヤル制度を設け、当社グループの役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気がついたときは、取締役、法務担当部署長、常勤監査役または弁護士等に通報しなければならないと定める。さらに、内部監査室を設置し、取締役会が定めた基本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況について内部監査を実施する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護方針を定める。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設け、有事においては、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。当社は平時においては各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては「有事対応マニュアル」に従い、会社全体として対応する。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の範囲を明確にすることで、経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため、執行役員制度を導入する。その上で、取締役及び執行役員による機動的な業務遂行を図るため、職務分担を定期的に見直し、権限体系及び意思決定ルールを整備するとともに内部牽制機能を確立するため、会社組織の分掌事項を定期的に見直し、各組織の権限や責任者の明確化を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を実現する。

さらに、業務執行上の重要な事項について執行状況及び課題を報告するとともに、取締役会での付議事項の方針の審議及び取締役会で決議された経営の基本方針に関する具体的執行方法について決議するため、当社代表取締役を議長とする経営会議を組織する。また、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、グループ全体の目標を設定し、各事業子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期は１年とする。

5．当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

（1）当社の子会社の取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（（3）及び（4）において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使する。当社内に、グループ管理統括責任部署として経営企画担当部署を設置し経営企画担当部署責任者をグループ管理統括責任者とする。当社は「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び、財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。また、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

（2）当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ共通の「ＵＴグループコンプライアンス・マニュアル」に則り、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

（3）当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社と経営管理契約を締結し、子会社に対しグループの経営戦略、リスク管理、コンプライアンス等の基本方針を示すとともに、グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行う。

（4）当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。当社の内部監査部門が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めがあった場合、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、当該補助使用人は監査役専属とする。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の同意を得ることとする。取締役には、補助使用人に対する指揮命令権がないこととし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従うこととする。補助使用人の懲戒処分については、監査役の同意を得ることとする。

7．当社及び子会社からなる企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役へ報告をするための体制

（1）当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または担当者にその説明を求める。なお、監査役は当社の会計監査人である仰星監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

（2）子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社監査役は、子会社の役職員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役職員は速やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役職員に周知する。子会社の役職員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに当社監査役に報告をする。内部通報制度の状況について、子会社の担当部署が当社監査役に定期的な報告を行う。

（3）監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前２項により当社監査役へ報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

8．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を確保する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人並びに当社の内部監査室長と定期的に意見交換を実施する。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、会社の財政状態及び経営成績を適正に開示するため、適正な会計方針を適用して、適時に正確に会計処理を実施するという経営者の姿勢に基づき、次の体制を構築・運用する。経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。そのため、全役職員は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ＩＴへの対応）の適切な整備及び運用に努める。

11．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備する。

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員及び社員等に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況

①反社会的勢力に対する対応は総務担当部署が総括し弁護士、所轄警察署と連携して対処する。

②反社会的勢力との対応を「ＵＴグループコンプライアンス規範」に基づく「ＵＴグループコンプライアンス・マニュアル」に定める。

③定期的な警察署への訪問・連絡等を行い、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1．コンプライアンス体制

（1）当社は、企業理念に基づきグループ全社のコンプライアンスにかかる体制の構築とその推進を目的に「コンプライアンス規程」を制定し、これを適切に運用するとともに、「ＵＴグループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、グループ全社の役員及び社員等が、日常の業務を遂行する過程で遵守すべき行動基準を定め、グループ全社のコンプライアンス体制と法令遵守及びコンプライアンス規範について、周知・徹底を図っております。

（2）当社は、グループ全社におけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議並びに法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行うことを目的として、社外の弁護士も参加する「ＵＴグループ コンプライアンス・リスク管理会議」を設置しており、当事業年度において12回開催しております。会議では、単なるコンプライアンス違反の事案共有に留まらず、再発防止のための対応策についても議論しております。

（3）当社は、年に１度、グループ全社の役員及び社員等を対象に、「コンプライアンス研修」を実施し、コンプライアンスに対する意識強化を図っております。

（4）当社は、「内部通報規程」に基づき、グループ全社を対象とした相談・通報窓口を社内及び社外に設置し、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

2．リスク管理体制

（1）当社は、グループ全社におけるリスクの種類を把握し、そのリスクの管理・評価を行い、リスク発生の未然防止を図るとともに、リスクが発生した場合の損失の最小化並びに再発防止策の策定を行うことを目的として、社外の弁護士も参加する「ＵＴグループ コンプライアンス・リスク管理会議」を設置しており、当事業年度において12回開催

しております。会議においては、リスクレベルの分類を行い、重要なリスクを優先して対応策を協議しております。

（2）情報セキュリティについては、グループ全社に対し、情報セキュリティに関する行動規範を示し、高い情報セキュリティレベルを確保することを目的とした「ＵＴグループセキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を強化しております。また、グループ全社の役員及び社員等が、一人ひとりの情報セキュリティに対する意識を向上させるとともに、意識レベルを統一させることを目的に、「ＵＴグループ 情報セキュリティマニュアル」を制定しております。適宜状況の変化に合わせてマニュアル改定も行い、社内ネットワークの整備や記録媒体の使用制限を設けるなど、情報漏えいリスクの軽減に努めております。

3．グループ管理体制

当社は、毎週開催される経営会議で子会社の代表取締役から経営状況等の報告を受ける等、各子会社の現況を把握する体制をとっております。また、子会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき当社の内部監査室が定期的に実施しております。

子会社の経営管理については、経営基盤部門にて管理の統括を行っており、「関係会社管理規程」を制定し、当社の取締役会等で決議が必要な事項について、事前に承認を受ける体制を整備しております。

また、子会社からの財務状況等についても、当社取締役会へ月次で報告しております。

4．取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項について多面的に検討、決定するとともに、月次の業績評価を行い、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を24回開催いたしました。

5．監査役の監査体制

当社は、「監査役会規程」に基づき、監査役会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務

の執行の監査を行っております。なお、当事業年度につきましては、監査役会を15回開催いたしました。また、監査役は取締役会及び経営会議、その他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べるとともに、稟議書や社内規程等に対する準拠性の監査を行っております。また、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めているほか、当社代表取締役との定期的な面談を行っております。

6．内部監査の実施

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施するとともに、監査結果を監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し報告しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

❶ 当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。利益配分に関する基本方針については、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに総還元性向30%以上を基本方針としております。

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

❷ 当社の株主還元方針につきましては、「PEGレシオ※」の値により決定することとしており、配当と自己株式の取得の割合は、株価水準に応じて決定しております。

❸ 次期につきましては、内部留保を厚くし、安全性を維持した財務オペレーションを行い、財務の健全性を保ちながら持続的な安定成長を目指してまいります。

以上の方針により、次期の利益還元につきましては、会社の業績及び株式市場の動向を考慮した上で、配当及び自己株式の取得の組み合わせにより、総還元性向30%以上の利益配分を予定しております。

※ 当社の株主還元の基本方針は下記のとおりです。
PER（株価収益率）と１株利益成長率を比較し、

❶「PEGレシオ」が＜１～2倍・・割安と判断。この間は配当、自己株式取得の両面から総合的に判断する。

❷「PEGレシオ」が＞２倍・・株式市場に十分評価されている水準と判断。配当を基本方針とする。

上記の基本方針に基づき、投資とのバランス等も考慮しながら、株主還元方針を総合的に判断しています。

・PER(Price Earnings Ratio)＝ 株価 ÷ 年度予想１株あたり当期純利益（予想EPS)
・PEG レシオ(Price Earnings Growth Ratio) ＝ PER ÷ 年間EPS成長率

連結貸借対照表（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**18,574,065**	**流動負債**	**11,896,165**
現金及び預金	8,470,066	短期借入金	253,236
受取手形及び売掛金	8,846,852	1年内返済予定の長期借入金	1,847,560
貯蔵品	998	未払金	1,181,649
繰延税金資産	560,893	未払費用	3,957,574
その他	804,514	リース債務	5,608
貸倒引当金	△109,259	未払法人税等	775,740
		未払消費税等	1,540,953
固定資産	**4,564,467**	賞与引当金	799,297
有形固定資産	**206,635**	役員賞与引当金	55,000
建物及び構築物	191,561	預り金	957,255
その他	15,074	その他	522,288
無形固定資産	**2,326,556**	**固定負債**	**5,513,127**
のれん	2,036,321	社債	150,000
リース資産	9,537	長期借入金	5,209,156
ソフトウェア	245,912	リース債務	6,528
その他	34,784	退職給付に係る負債	59,191
投資その他の資産	**2,031,275**	その他	88,251
投資有価証券	31,793	**負債合計**	**17,409,292**
長期貸付金	19,759	純資産の部	
繰延税金資産	206,924	**株主資本**	**5,605,627**
長期前払費用	1,457,420	**資本金**	**500,000**
その他	370,935	**資本剰余金**	**236,159**
貸倒引当金	△55,558	**利益剰余金**	**4,938,375**
		自己株式	**△68,906**
繰延資産	**6,402**	**その他の包括利益累計額**	**1,958**
		その他有価証券評価差額金	1,958
		新株予約権	**128,057**
		純資産合計	**5,735,642**
資産合計	**23,144,935**	**負債純資産合計**	**23,144,935**

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**57,588,617**
売上原価		**46,126,592**
売上総利益		**11,462,024**
販売費及び一般管理費		**8,048,103**
営業利益		**3,413,920**
営業外収益		
受取利息	921	
保険解約返戻金	41,173	
助成金調整額	24,223	
その他	18,922	85,241
営業外費用		
支払利息	55,580	
支払手数料	29,850	
貸倒引当金繰入額	55,558	
その他	16,710	157,699
経常利益		**3,341,462**
特別利益		**—**
特別損失		
固定資産除却損	11,953	
固定資産売却損	0	
災害による損失	43,314	
役員退職慰労金	132,000	187,268
税金等調整前当期純利益		**3,154,194**
法人税、住民税及び事業税	980,578	
法人税等調整額	50,612	1,031,191
当期純利益		**2,123,003**
非支配株主に帰属する当期純利益		**89,975**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,033,027**

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	500,000	49,324	3,691,736	△144,763	4,096,297
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			2,033,027		2,033,027
自己株式の取得				△749,973	△749,973
自己株式の消却			△749,973	749,973	—
自己株式の処分				75,857	75,857
連結子会社株式の取得による持分の増減		186,834			186,834
連結子会社による非連結子会社の合併に伴う増減			△36,416		△36,416
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	186,834	1,246,638	75,857	1,509,329
当連結会計年度末残高	500,000	236,159	4,938,375	△68,906	5,605,627

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	204	204	—	151,727	4,248,229
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					2,033,027
自己株式の取得					△749,973
自己株式の消却					—
自己株式の処分					75,857
連結子会社株式の取得による持分の増減					186,834
連結子会社による非連結子会社の合併に伴う増減					△36,416
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	1,753	1,753	128,057	△151,727	△21,916
当連結会計年度変動額合計	1,753	1,753	128,057	△151,727	1,487,413
当連結会計年度末残高	1,958	1,958	128,057	—	5,735,642

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**4,971,729**	**流動負債**	**3,632,347**
現金及び預金	2,409,645	1年内返済予定の長期借入金	1,753,680
売掛金	399,473	１年内償還予定の社債	350,000
前払費用	241,293	リース債務	5,608
繰延税金資産	144,612	未払金	797,694
短期貸付金	3,919	未払費用	137,383
関係会社短期貸付金	1,170,000	未払法人税等	375,597
未収入金	560,186	預り金	42,692
立替金	96,433	賞与引当金	114,690
その他	2,191	役員賞与引当金	55,000
貸倒引当金	△56,028	**固定負債**	**5,320,514**
固定資産	**6,251,655**	社債	150,000
有形固定資産	**128,817**	長期借入金	5,117,187
建物	120,198	リース債務	4,083
工具器具備品	8,619	その他	49,244
無形固定資産	**259,748**	**負債合計**	**8,952,861**
商標権	15,724	純資産の部	
ソフトウェア	234,486	**株主資本**	**2,148,408**
リース資産	9,537	**資本金**	**500,000**
投資その他の資産	**5,863,090**	**資本剰余金**	**49,324**
関係会社株式	5,576,303	資本準備金	49,324
長期前払費用	83,806	**利益剰余金**	**1,667,990**
繰延税金資産	101,970	利益準備金	75,675
その他	156,567	その他利益剰余金	1,592,315
貸倒引当金	△55,558	繰越利益剰余金	1,592,315
繰延資産	**5,942**	**自己株式**	**△68,906**
		新株予約権	**128,057**
		純資産合計	**2,276,465**
資産合計	**11,229,327**	**負債純資産合計**	**11,229,327**

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**3,840,314**
営業費用		**3,024,370**
営業利益		**815,943**
営業外収益		
受取利息	18,641	
その他	7,344	25,986
営業外費用		
支払利息	51,935	
支払手数料	29,042	
社債発行費償却	5,797	
貸倒引当金繰入額	55,558	
その他	239	142,573
経常利益		**699,356**
特別損失		
固定資産除却損	11,271	
災害による損失	30,626	41,898
税引前当期純利益		**657,457**
法人税、住民税及び事業税	26,560	
法人税等調整額	93,747	120,307
当期純利益		**537,149**

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	500,000	49,324	49,324	75,675	1,805,139	1,880,814	△144,763	2,285,375
当期変動額								
当期純利益					537,149	537,149		537,149
自己株式の取得							△749,973	△749,973
自己株式の消却					△749,973	△749,973	749,973	—
自己株式の処分							75,857	75,857
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	△212,823	△212,823	75,857	△136,966
当期末残高	500,000	49,324	49,324	75,675	1,592,315	1,667,990	△68,906	2,148,408

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	2,285,375
当期変動額		
当期純利益		537,149
自己株式の取得		△749,973
自己株式の消却		—
自己株式の処分		75,857
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	128,057	128,057
当期変動額合計	128,057	△8,909
当期末残高	128,057	2,276,465

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月26日

ＵＴグループ株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　中川隆之 ㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　榎本尚子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＵＴグループ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＴグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月26日

ＵＴグループ株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　中川隆之　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　榎本尚子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＵＴグループ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月30日

ＵＴグループ株式会社　監査役会

常勤監査役　大籠　清　㊞

社外監査役　水上　博和　㊞

社外監査役　吉田　博之　㊞

以　上

株主総会参考書類

＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞

第１号議案　取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員の任期が満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	若山陽一（わかやまよういち） （昭和46年２月23日生）	平成 元年10月　株式会社テンポラリーセンター入社 平成 ３年 ９月　株式会社クリスタル入社 平成 ６年 ５月　有限会社セイブコーポレーション設立 専務取締役 平成 ７年 ４月　エイムシーアイシー有限会社設立 代表取締役社長 平成 ８年 ７月　日本エイム株式会社（現ＵＴエイム株式会社）代表取締役社長 平成19年 ４月　当社代表取締役社長（現任）	6,662,000株
2	鉢嶺登（はちみねのぼる） （昭和42年６月22日生）	平成 ３年 ４月　森ビル株式会社入社 平成 ６年 ３月　有限会社デカレッグス（現株式会社オプトホールディング）設立 代表取締役社長（現任） 平成28年 ６月　当社社外取締役（現任）	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	吉松 徹郎（よしまつ てつろう） （昭和47年8月13日生）	平成 8 年 4 月　アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 平成11年 7 月　有限会社アイ・スタイル（現株式会社アイスタイル）設立　代表取締役社長（現任） 平成20年 2 月　株式会社コスメ・コム　取締役（現任） 平成20年 2 月　株式会社コスメネクスト　取締役（現任） 平成24年 5 月　株式会社サイバースター（現株式会社アイスタイルビューティソリューションズ）取締役（現任） 平成24年 5 月　istyle Global (Hong Kong) Co., Limited（現istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited）代表取締役 平成24年 8 月　istyle Global (Singapore) Pte. Limited 取締役（現任） 平成24年10月　istyle China Co., Limited　董事 平成24年11月　PT. Creative Visions Indonesia 取締役 平成26年 9 月　istyle China Co., Limited　董事長 平成26年11月　株式会社アイスタイルキャピタル（現株式会社iSGSインベストメントワークス）取締役 平成26年12月　株式会社アイスタイルトレーディング 代表取締役 平成27年 6 月　istyle Global (Hong Kong) Co., Limited（現istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited）取締役（現任） 平成27年 7 月　株式会社アイスタイルトレーディング 取締役（現任） 平成27年 7 月　株式会社アイスタイルキャリア 取締役（現任） 平成27年 7 月　istyle China Co., Limited　董事（現任） 平成27年 9 月　株式会社メディア・グローブ 取締役（現任） 平成28年 3 月　株式会社ISパートナーズ　取締役（現任） 平成28年 6 月　当社社外取締役（現任） 平成28年 7 月　株式会社istyle makers設立準備会社（現株式会社アイメイカーズ）取締役（現任） 平成28年 9 月　株式会社Eat Smart　取締役（現任） 平成28年10月　istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited 取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	大塚 和成（おおつか かずまさ） （昭和46年１月18日生）	平成11年４月　弁護士登録（平成30年2月迄業務停止中） 平成17年６月　公益社団法人能楽協会　監事 平成18年４月　明治学院大学法科大学院非常勤講師（会社法） 平成23年７月　二重橋法律事務所を開設 平成25年６月　株式会社CDG　監査役 平成27年６月　株式会社ユニバーサルエンターテインメント　取締役 平成27年６月　日本ハム株式会社企業価値向上委員会委員 平成28年６月　当社社外取締役（現任） 平成28年12月　株式会社リアルワールド　取締役監査等委員（現任）	－

（注）１．鉢嶺登氏、吉松徹郎氏及び、大塚和成氏は、社外取締役候補者であります。
２．鉢嶺登氏は、株式会社オプトホールディングの創業者であり「事業創造プラットフォーム構想」を掲げ、目まぐるしく変化するIT業界に於いて数多くのIT企業の成長を支えてきました。その経験が雇用サービス業界の変革と成長を目指す当社の経営に活かしていただけると考え、社外取締役候補に選任いたしました。
３．吉松徹郎氏は、株式会社アイスタイルの創業者であり「生活者中心の市場創造」をビジョンに掲げ、独自のデータベースを活用することによって、メディア・小売・流通・人材とビジネスを展開してきました。その経験が派遣で働く人達を顧客と定義する当社の成長に寄与していただけると考え社外取締役候補に選任いたしました。
４．大塚和成氏は、会社法やM&Aなど企業統治のスペシャリストとして、数多くの企業成長を支えてきました。その経験がM&Aによる成長戦略を目指す当社に活かしていただけると考え、社外取締役候補に選任いたしました。
５．鉢嶺登氏、吉松徹郎氏及び、大塚和成氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．鉢嶺登氏、吉松徹郎氏及び、大塚和成氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を継続する予定であります。
７．鉢嶺登氏、吉松徹郎氏及び、大塚和成氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同証券取引所に届け出ております。
８．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
福森正人（ふくもりまさひと） (昭和35年10月１日生)	昭和54年４月　株式会社大和銀行入社 平成17年５月　株式会社アイコンワールド入社 平成24年４月　ＵＴアイコム株式会社入社 平成25年12月　ＵＴホールディングス株式会社（現ＵＴグループ株式会社）へ出向 内部監査室室長 平成26年４月　ＵＴアイコム株式会社合併に伴いＵＴホールディングス株式会社（現ＵＴグループ株式会社）へ転籍 経営基盤部門　担当部長 平成28年12月　当社経営基盤部門　統括部長（現任）	1,100株

（注）１．福森正人氏は、新任の監査役候補者であります。

２．福森正人氏は、当社において業務を執行しております。なお、ＵＴグループ株式会社における地位につきましては、「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。

３．福森正人氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に定める監査役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

４．福森正人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

＜株主提案（第３号議案から第22号議案まで）＞

第３号議案から第22号議案までは株主４名からのご提案によるものであります。なお、当該提案株主４名の議決権の数は合計313個（0.08%）です。

取締役会としては、後述のとおり**いずれの株主提案議案についても反対いたします。**

以下の議案の要領及び提案の理由につきましては、提案株主からの提出にしたがって掲載しております。

第３号議案　定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

議案の要領

「毎年、事業報告及び有価証券報告書において、執行役と取締役の報酬については、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から妥当な報酬が支払われたかどうかを株主がチェックするために極めて重要である。日本以外の先進国の資本市場では、報酬の個別開示は当然のことで、それにより何か投資家に特に不都合が生じたことはなく、それら資本市場の株価指数は我が国の日経平均株価等より大幅に上回るリターンを過去20年で創出している。日本では、一般に役員報酬が高額なことではなく、中長期的な株主価値と無関係な報酬体系が真の問題であり、報酬が個別開示されれば、費用効果の測定をより行いやすくなる。本議案はHOYA株式会社の11年定時総会で48.47 %の賛成を得るなどしており、当社がいち早く報酬個別開示を行えば良い意味で注目されるはずである。

○第３号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社は、株主の皆様にお送りする株主総会招集通知や当社ウェブサイト上において開示する有価証券報告書等において、取締役及び監査役それぞれの報酬総額を、社外取締役及び社外監査役の報酬総額を内訳として記載した上で開示しております。このような形で報酬総額を開示することにより、株主の皆様に対して、役員報酬の水準をお示しし、その透明性を確保することができているものと考えております。

したがいまして、本提案のような定款規定を設ける必要はないものと考えております。

第４号議案　定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）

議案の要領

「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを原則として禁止し、取締役会議長は社外取締役がならなくてはならない。兼任を認める特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、かかる兼任が株主にとって最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。指導的社外取締役の役割については、取締役会で定めて株主に開示する。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

最高経営責任者は社内資源や人事等の権力を持ち、最も監視対象として位置付けされるべきため、企業統治の強化のため国際的に採用されるべき方向性と反する最高経営責任者と取締役会議長の兼任は、なるべく避けるべきである。現状代表執行役が人事権等を持つコーポレート企画室幹部社員らが取締役会や各委員会の判断情報の選択に実質的に強い影響力を持ちうる構造になっていると疑われ、執行役から独立した取締役会議長らがかかる仕事をするべきで、他の社外取締役よりも当社監督に長時間を費やすことが要請される。

本議案の趣旨は北米の企業統治研究者や実務家の標準的な見解（大野忠士『CFA受験ハンド

ブック［レベルⅡ］』（金融財政事情研究会2004年177頁）「株主の視点による取締役会コーポレート・ガバナンス・チェックポイント」には、取締役会会長の独立性は２番目のチェック項目）、また指導的社外取締役はよく知られた概念である。

○第４号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社の取締役は、4名中3名（平成29年6月7日時点）が独立社外取締役であり、取締役会ではこれら独立社外取締役が最高経営責任者である代表取締役の職務執行に対する監督を常時行い、また各々の豊富な知見に基づいて活発な意見交換を行っております。

したがいまして、代表取締役が取締役会の議長を務めることによるガバナンス上及び運営上の問題は生じず、本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。

第５号議案　定款一部変更の件（監査役会における告発窓口の設置）

議案の要領

「監査役会には、当社取締役や社員に関する社内外からの内部告発の窓口を設け、そのプロセスを社内外に開示しなければならない。内部告発のプロセスとその処理には、社内取締役及び社内取締役の指揮系統下の社員は関与してはならない。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

そもそも企業の不祥事とは、従業員が行うものもあるが、社内の取締役が行う場合が金銭的にも深刻であることが多い。そもそも仕組みとして、社内の執行を監督するために、監査役会や社外取締役が設置されているのであるが、当社の場合にも、他の多くの日本の上場企業と同じく、社内取締役と監査役会や社外取締役が癒着していると考えられるのである。実際に、第二東京弁護士会が「上記行為は強い非難に値する行為であること、被懲戒者が何ら反省せずに無責任な態度に終始していること等を考慮し、退会命令を選択する」とまで弾劾されていた、大塚和成弁護士（現在、業務停止２年の処分中）を、独立社外取締役に据える決議がなされていること一つをとってみても、社外取締役や監査役会による、社内取締役に対する監督などが有効に機能していないと言わざるをえない。

○第５号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社では、平成19年4月以降、社内からの通報を受け付ける内部通報制度を設置しております。同制度においては、通報者の匿名性を確保するとともに、相談及び通報処理業務に携わる者は、自らが直接若しくは間接に関係し、又は自らが利害関係を有する事項についての相談及び通報の処理に関与してはならないこととされております。これにより、仮に取締役に関する通報があった場合、当該取締役は、当該通報に係る相談及び当該通報の処理に関与することは

できないこととなるため、同制度は代表取締役を含む取締役の職務執行に対する監督機能を果たす制度としても実効性のあるものとなっております。

また、当社は、社内だけではなく社外にも同様の通報窓口を設け、通報者が社内窓口への通報が困難又は不適切であると判断した場合には、社外窓口に通報をすることができる仕組みを整えております。

したがいまして、代表取締役を含めた取締役の職務執行に対する監督及び職務執行上の問題点の指摘を行うための実効性が担保された仕組みは適切に整備されており、本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。

第６号議案　定款一部変更の件（取締役の株式売却の事前予告と開示）

議案の要領

「取締役による株式売却は、最低30日前の株主に対する事前予告を必要とし、株主に開示されなくてはならない。」との条項を、定款に規定する。

提案の理由

新株予約権を付与しても、同額以上の株式売却を取締役かその家族等が行えば、株価が下がった方が得になり、実質的な利益相反となる。例えば、HOYA鈴木洋氏の親族企業は、過去12年間で総額100億円を超える株式の売却（鈴木洋氏に与えられた新株予約権と比較して極めて多額）を行っていたが、これも事後的に開示された資料で明らかになったに過ぎない。投資銀行は、創業家一族の株式売却流動化スキームの営業に来ることが多く、時として上記利益相反の問題が生じることから、役員やその親族等のオプション取引を監視する社内規定も導入するべきである。株主が不適当な株式処分を監視しうる仕組みも、不適切な株式売却か否か監視するために重要である。そして株式売却そのものを禁止しているわけではないので、財産権の不当な制約にはならない。なお本議案と同趣旨の議案は、2011年HOYA総会で議決権行使助言会社ISSの賛成推奨のほか30.26%の賛成を得ている。

○第６号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社は、「インサイダー取引防止規程」を設け、インサイダー情報の適切な管理及びインサイダー取引の防止の観点から、取締役を含む全役職員に対して保有する株式の売却に関する制限を課しております。この制限に加えて、株式売却の30日以上前の予告を義務付けることは、インサイダー取引規制に反しない範囲で取締役がその保有する株式を即時に売却しようとした場合に、それを不当に禁じることに他ならず、個人の財産権に対する過度な制約となりかねません。当社は、上記「インサイダー取引防止規程」における取締役に対する株式の売却制限が、必要かつ十分な制限であると考えており、当該制限を超えた本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。

第７号議案　定款一部変更の件（取締役会のためのリーガル・カウンシルの設立）

議案の要領

「取締役会は、代表取締役とは異なる独自の法律顧問を雇用しなくてはならない。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

委員会設置会社は優れた企業統治とされる一方、日本では株価効率が悪いという実証があり、社外取締役や監査役会の監視機能への不信が背景にある。

取締役会は本来、代表取締役以下の経営を監視すべき立場にある。しかし執行サイドと取締役会の法律顧問が同一であると、例えば会社経営の違法性が問題となった際、取締役会による適切なチェックが困難になる。両者が法律顧問を必ず別にして、会社の法律顧問と取締役会の法律顧問の意見相違が取締役会で顕在化させることにより、取締役会の監視機能を高めることができ、会社が第三者と法廷紛争を行う結果になるよりもはるかにコストが低い。こうした別の法律顧問を雇うことは、我が国の委員会設置会社の立法のモデルとなった北米の標準的教科書でも推奨されている。なお本議案と同趣旨の議案は、2011年HOYA総会で議決権行使助言会社ISSの賛成推奨と26.08%の賛同を得ている。

○第７号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

取締役は、会社法上、その職務を行うに当たって、会社に対する善管注意義務を負っております。そのため、取締役が、その職務執行上必要であり、会社ひいては株主の利益の向上につながると判断した場合には、独自の法律顧問その他の外部専門家を選任できることは当然であり、また法令上要請されていることであるともいえ、あえて本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。

第８号議案　定款－部変更の件（取締役会の代表取締役の承認を受けることなく使用できる予算枠の設置）

議案の要領

「取締役会が、代表取締役による承認を受けることなく、独立した第三者であるコンサルタントを雇用する予算枠を設定しなくてはならない。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

社外取締役は本来強大な権限を持っているのに代表取締役に籠絡される危険性があり、社外取締役が執行側の提供する情報に判断を依存していることが多い。取締役会の本来あるべき機能を保持するためには、社外取締役は、代表取締役と独立の権限と十分な予算で、監督業務を

行うためのコンサルタントを採用する仕組みが重要である。これは、カリフォルニア退職公務員年金基金などの著名な機関投資家も推奨している。現経営陣のいいなりではない、監視機能を有する独立社外取締役主導の取締役会が、独立したコンサルタントを雇用できれば、若く有能な専門経営者をより採用する方向に動くはずであり、当社の株主価値の増加にとって望ましい。なお、本議案と同趣旨の議案は、11年のHOYA総会で、議決権行使助言会社ISS の賛成推奨と25.32%の賛成を得ている。

○第８号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

取締役会が、外部専門家の起用が会社ひいては株主の利益の向上のため必要であると判断した場合には、その決議により、必要十分な予算を使用して当該外部専門家を起用することが可能であり、当該取締役会決議に際しては、必ずしも代表取締役の賛成は要求されておりません。したがいまして、本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。

第９号議案　定款一部変更の件　（代表取締役を交えない社外取締役だけの経営会議開催）

議案の要領

「取締役会は、１年あたり１回以上、代表取締役や社内取締役が出席していない社外取締役だけの経営会議を開催しなくてはならず、その活動について少なくとも年に１度株主に報告しなければならない。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

当社の取締役会は、第二東京弁護士会から退会命令の懲戒処分を受け、失業状態になっていた大塚和成氏を筆頭に、経営陣から招聘された社外取締役が、時間と比較して高給を得ながら、代表取締役傘下の幹部社員が提供する情報に基づいてほぼ経営陣側のイエスマン状態となっている恐れがある。これを変えるために代表取締役が出席しない独立社外取締役のみの経営会議を定期的に開催して議論することを提案する。例えばカリフォルニア州公務員退職年金基金の統治原則でも推奨しており、代表取締役が存在する会議しか存在しないと代表取締役を解任したり問題を指摘したりすることが心理的にも難しくなる。なお、本議案と同趣旨の議案は、10年HOYA総会でISSの賛成推奨、33.91%の賛同を得、HOYA経営陣は、翌年の株主総会招集通知で「提案の趣旨に沿って適切な形で社内規定を改定し反映させ」たと記載し、ある程度は実効性を持った変化があったようである。

○第９号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社の取締役は、4名中3名（平成29年6月7日時点）が独立社外取締役であります。このような当社の取締役構成に鑑みると、各社外取締役が個々の豊富な知見に基づく多様な意見を、

代表取締役から独立した客観的な立場で形成し、取締役会における議論に積極的に反映させることができる環境が整っています。
したがいまして、現時点においては、社外取締役のみが参加する会議体を設置する必要性はなく、本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。

第10号議案　定款一部変更の件（白票を会社提案については賛成、株主提案については反対とすることの禁止）

議案の要領

「株主総会の議決権行使書面において賛成とも反対とも記載されていない白票については、棄権扱いとし、会社側提案と株主提案とで不公正な取り扱いをしてはならない。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

当社の株主総会では、賛成とも反対とも記載されていない議決権行使書面について、株主提案の場合は「反対」、会社提案の場合は「賛成」と取り扱われている。しかし取り扱いを別にする合理的根拠は特になく、決議方法として不公正である。例えば取締役選任議案で、会社提案と株主提案が対立議案として扱われた場合、株主提案について賛成とし会社提案に対して白票の場合は、会社提案にも賛成として扱われ、両方に賛成をしているものとして両議案に関して棄権扱いとするというような非合理な事態が生じる。白票については、株主の本来の投票意図が分からない以上、会社提案、株主提案を問わず、その議案に関しては棄権扱いとすべきである。なお、本議案と同趣旨の議案は、11年HOYA総会で議決権行使助言会社ISSの賛成推奨、株主から37.65%の支持を得ている。

○第10号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

議決権行使書において、白票を会社提案については賛成として取り扱い、株主提案については反対として取り扱う方法は、上場会社における株主総会実務上広く採用されている方法であり、裁判例もこのような取扱いを適法であると判断しております。株主の皆様には、議決権行使書に記載したこのような取扱いに関する注意事項を十分に理解していただいていることを前提として、議決権行使書を返送していただいております。

また、賛否を記載せずに議決権行使書が返送されるのは、全議案について賛否が表明されていない場合が大多数ですが、このように議決権行使書を返送してくださる株主の皆様は、議決権行使書の作成者である当社を信任してくださっているものと考えられます。そのため、賛否の表示のない議決権行使書を棄権扱いとすることは、わざわざ同書をご返送くださった多くの株主の皆様のご意向に反するものであり、本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。

第11号議案　定款一部変更の件（株主提案の議案説明文字数の1000字への増加）

議案の要領

「株主が株主総会において議案を提出した場合、株主総会参考書類または招集通知に記載する提案理由は、各議案について原則として1000字以内は株主の提案とおりの内容を記載するものとし、取締役会において一方的な改竄や要約を行ってはならない。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

議案の要領や提出理由の通知がなされる趣旨は、提案議案や理由を一般株主らに予知させ、事前準備を可能にし、株主総会における会社の意見開示及び一般株主にとってより実のある議決権行使の機会を確保することにあり、提案理由が最低でも1000字は確保されるべきである。当社に限らず多くの日本の上場企業では、株主重視の建前とは裏腹に、経営陣に都合の悪い株主提案理由に対して一方的な要約や編集が問題となっている。なお10年HOYA総会では4000字を上限とする議案が提案され、議決権行使助言会社ISS、グラスルイス、日本プロキシや主要機関投資家が賛同（43.18%）した。 例えば取締役選任議案の反対議案に対して「当社は、不動産鑑定士講座の講師による、元受講生への不適当なハラスメントが問題となっている」と書いてさらに書こうとしても、字数に実質400字の制限があれば十分に説得的な理由を書きようがない。

○第11号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社では、定款その他の社内規程において、株主提案の提案理由の文字数に関する制限を設けておらず、本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。今後も、株主の皆様からご提案いただいた議題及び議案につきましては、法令に従って適切に対応してまいります。

第12号議案　定款一部変更の件（レブロン義務の規定）

議案の要領

「当社取締役会は、米国デラウェア州の少数株主保護に関するレブロン義務に相当する義務、すなわち取締役会が会社を売りに出すと決めた場合には、最も高い値段を提示した買収者に対して売却する義務を負うものとする。これに違反した場合には、かかる意思決定に賛成した取締役及び監査役は、すべての少数株主に対して、最も高い値段を提示した買収者と、実際の売却相手との売却価格の差額について、損害賠償責任を負うものとする。」という条項を、定款に規定する。

提案理由の概要

我が国の会社法実務においては、米国のレブロン義務、すなわち「取締役会は、会社を一旦売りに出すと決めたら、最も高い値段の相手に売る義務」については、これが取締役に存在するということが、法令上あるいは判例理論上、必ずしも明らかになっていないため、大株主による一株あたり純資産を大幅に下回る価格での買収に、取締役が賛成することが、ありふれており、少数株主保護が、諸外国と比べておざなりになっている。かかる少数株主保護の規定を、定款で規定し、取締役の義務として別個に規定することは、 取締役の少数抹主に対する忠実義務をより明確化させ、結果として当社の少数株主の利益を保護することにつながる。

○第12号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

取締役は、会社に対する善管注意義務を負っているところ、その義務の一環として、会社の売却が、会社ひいては株主の利益の最大化につながるよう職務を遂行する義務を負っております。そして会社の売却が会社ひいては株主の利益の最大化につながるか否かは、売却価額のみならず、将来的な企業価値の向上及び相手方との間のシナジー効果等のあらゆる側面を考慮して決定されるべきと考えております。

取締役は、このような諸般の事情を考慮して、会社を売却すべきか否か、売却するとした場合の相手方、売却に係る法的構成及び売却価格等を検討する義務を負っており、そのような判断の幅を過度に拘束することは、結果として株主の利益を損なうおそれがあることから、本提案のような定款規定を設けるべきではないと考えております。

第13号議案　定款一部変更の件（40歳以下及び女性取締役候補者の指名）

議案の要領

「取締役会は、40歳以下及び女性の取締役候補者を、定時株主総会の取締役候補者として指名するようにしなくてはならない。適切な候補者を指名できなかった場合については、理由を株主に開示しなくてはならない。」 という条項を、定款に記載する。

提案の理由

取締役会には、多様な背景を持つ人物がいることが望ましいが、当社では、30代かつ女性の門伝明子弁護士が、以前は取締役であったが、すでに退任しており、後退しているのが実情である。驚くべきは、第二東京弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けた大塚和成氏を、社外取締役にした去年６月の人事である。大塚氏は、弁護士会から「懲戒請求者の性的自己決定権を侵害し、懲戒請求者の尊厳を踏みにじる行為であるとともに、第二東京弁護士会の性別による差別的取扱等の禁止に関する規則第３条に違反する行為であって、弁護士法第56条第１項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する」「上記行為は強い非難に値する行為であること、被懲戒者が何ら反省せずに無責任な態度に終始していること等を考慮し、退会命

令を選択する」とまで弾劾されており、株主の立場からみて信じられず、かつ、いまだに大塚氏には反省があるとは思えない。

○第13号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社では、多様なバックグラウンドを有する者を取締役として選任するために、年齢及び性別のほか、その経歴や知見の多様性等の様々な要素を考慮して、取締役候補として指名すべき者を決定しております。どのようなバックグラウンドを有する者を取締役候補として指名するかは、その時々の当社の置かれた状況や社会情勢等を考慮して決すべきものであり、年齢及び性別という観点のみを理由として候補者の資格を制限する規定をあらかじめ定款に定めることは適切でなく、本提案のような定款規定を設けるべきではないと考えております。

第14号議案　定款一部変更の件（取締役報酬と株式価値との連動性についての特別調査委員会の設置）

議案の要領

「取締役報酬と当社の株式価値との連動性についての特別調査委員会を設置する。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

第二次安倍政権以降、日本の資本市場を活性化するために、「コーポレートガバナンスコード」などの施策がなされたが、一つ自覚がされていないのは、日本の経営者報酬のあり方である。特に海外の機関投資家からは、日本の経営者報酬の問題点として、業績や株価動向との連動性が低いこと、経営陣の自社株保有比率が低いことが指摘されており、年収の３倍程度の株式保有や、株式報酬などが推奨され、議論されているところである。当社においては、日本の他の上場企業とは異なって、株式に連動した報酬という意味では、通常想定されないような程度に大量に、新株予約権の発行が、去年の株主総会で上程されており、異常であるため、特別調査委員会の設置を求める。本来、株主は経営者とは、プリンシパルとエージェントの関係にあるが、一般に代理人と依頼者の利益相反は、代理人が株主たる利害となるべく一致した報酬体系になることが望ましい。

○第14号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

定款は、会社の組織と運営に関する事項を定めた基本規則であり、定款において個別の事象に関する委員会の設置を規定することは適切ではないと考えます。そして本提案の提案理由には、特別調査委員会を設置すべき理由として昨年度の当社株主総会において承認された業績連動型有償ストック・オプションの発行に関する記載がなされており、本提案は、個別の事象に

関する委員会の設置を求めるものであることが明らかであるため、本提案のような定款規定を設けるべきではないと考えております。

第15号議案　定款一部変更の件（株主との対話に関する規定）

議案の要領

「当社は、株主との対話に関する規定を設け、株主に開示しなくてはならない。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

第二次安倍政権になり、「コーポレートガバナンスコード」や「スチュワートシップコード」が制定され、上場企業の経営者や取締役は、株主と中長期的な株式価値の増加を目指した建設的な話し合いを行なう社会的責務について、明文化され、国際的な投資家からも注目されるようになった。ところが当社も含め、株主と経営陣または取締役が面談し、中長期的な株式価値向上策について議論する機会は、事実上決算説明会の数時間と定時株主総会に限られており、このような現状は、日本の資本市場を国際的な投資家からも魅力的なものにするという国策にも反する。かかる現状は、一株純資産を下回る株価が恒常化している当社の現状と照らし合わせて、問題とみなさざるを得ず、当社の中長期的な株式価値の最大化を実現するため、株主と経営陣または取締役との対話の規定を設け、株主に開示するべきである。

○第15号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社では、株主の皆様との対話を重要なものと考え、株主総会及び決算説明会の機会に加えて、株主総会終了後に株主様向けの説明会も開催し、株主の皆様との対話及び情報提供の場とさせていただいております。また、ディスクロージャーポリシーを定めて当社ホームページ上で公開し、株主の皆様に対し、透明性、公平性及び継続性を基本とした迅速な情報提供を行っております。このように、当社では、株主の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備及び適切かつ迅速な情報提供の機会が既に確保されており、本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。

第16号議案　定款一部変更の件（当社役員の退会命令や懲戒処分の事実に関する記載）

議案の要領

「当社の取締役候補者や監査役候補者の略歴について、仮に弁護士や公認会計士が、弁護士会や金融庁等から処分を受けている場合には、株主総会招集通知や参考書類に記載しなければならない。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

当社は、第二東京弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けていた大塚和成氏を、去年６月の株主総会で取締役候補としたが、招集通知には、２月まで弁護士登録をしていた事実が記載されているのみで、同氏が、所属する弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けていた事実については、一切の記載がなかった。大塚氏は、性行為強要や強姦嫌疑により、自身の所属する二重橋法律事務所の女性アソシエイト弁護士から刑事告発や懲戒請求を受けていたのである。弁護士や公認会計士の処分歴は、株主が役員候補者の適性や倫理観を判断する上で重要情報であるが、かかる重大な処分を受けていた事実について、記載がないことにより、大塚氏の実像を知っていたら選任反対票を投じていたはずの投資家を事実上ミスリードしたのではないかという疑いが強い。このような疑念を払拭するため、弁護士や公認会計士の処分歴については、株主総会招集通知または参考書類での記載を求める。

○第16号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社は、役員候補者の適格性及び資質等を株主の皆様にご判断いただくための資料として、株主総会参考書類において当該候補者の略歴等を開示しております。株主総会参考書類における当該記載により、株主の皆様が役員候補者に係る選任の適否を判断するために必要かつ十分な情報提供はなされており、本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。

第17号議案　定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示について）

議案の要領

「当会社及び連結子会社における役員研修の方針を当社のホームページ上にて開示する」という条項を、定款で規定する。

提案の理由

取締役及び監査役を選任する際に、株主総会の招集通知に記載されている取締役候補者、監査役候補者の略歴及び東証により開示を義務付けられている報告書に記載されている情報だけでは、各候補者が、果たして善管注意義務や忠実義務を負う役員として適任であるかを判断する上で不十分である。個別部門での業務執行と会社全体の監視・監督は異なり、不祥事の防止を含む役員の職務を遂行するためには、役員としての義務や未経験の分野を含めた業務全般を熟知する必要がある。社外役員候補のみならず、候補者の大多数を占める社内出身者はこのような知識や心構えがどの程度備わっているか不明である。そのため、当社が役員研修の方針（最低でも第三者による役員研修開催の有無）を当会社のホームページにおいて開示することにより、株主は取締役の資質や適格性の判断をよりよくすることができる。

○第17号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社は、役員に対して、必要に応じ、インサイダー取引の防止及び役員が遵守すべき行動規範等について研修を行い、その職務執行に必要な知見及び情報を共有するための機会を設けております。これに加え、当社のコンプライアンス体制並びに役員及び従業員が遵守すべき事項に関する基本的な考え方を「UTグループ　コンプライアンスマニュアル」に掲載し、当社の役員及び従業員に対する周知徹底を図っております。また、このようなコンプライアンス及びコーポレートガバナンスに関する当社の基本的な考え方は、当社のホームページにおいても既に公表しております。

したがいまして、本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。

第18号議案　定款一部変更の件（100を上限とした株主提案の招集通知等への掲載について）

議案の要領

「当社は、会社法305条に基づく株主提案に関する株主への通知請求を受けた場合には、100個を上限として、適法な議案については、株主総会招集通知または参考書類に、提案の議題、議案の要領、提案の理由を掲載しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

提案の理由

会社法の専門家で当社取締役（現在弁護士業務停止２年の処分期間中）の大塚和成、その部下の西岡祐介弁護士らは、株主総会決議取消請求事件で株主側の勝訴が最高裁で確定した「アムスク事件」の和解交渉において、株主提案者の一人に対して、仮に最大100個の議案の株主提案が行われた場合に、提案の適法性や提案資格要件については精査するものの、適法な提案については、すべての提案を掲載するとの発言を行い、提案者の一人に対して、同内容の文書を提出している。特に、そもそも招集プロセスや議決権行使が（完全）電子化されるなどの措置が行われた場合、提案数が100あっても、その意見表示を行うべく株主が賛成票を投じたい議案だけ賛成をすればいいだけであり、株主と取締役会が対話することの重要性が強調されている最中、議案数を制限するというのは、フィンテック・ブロックチェーン技術などを背景とした投票技術の進展を理解しない前時代的見解である。

○第18号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社では、定款その他の社内規程において、株主提案の個数に関する上限を設けておらず、本提案のような定款規定を設ける必要はないと考えております。今後も、株主の皆様からご提案いただいた議題及び議案につきましては、法令の定めに従って適切に対応してまいります。

第19号議案　定款一部変更の件（株主と取締役との連絡と対応に関する規定）

議案の要領

「当社は、重要な懸念を持つ株主が直接に代表取締役に知られることなく、社外取締役を含む全ての各々の取締役、および監査役との連絡を取ることができるような仕組みを構築しなければならない。株主と各々の取締役や監査役との連絡が代表取締役または社内取締役の指揮系統下にある社員を通じて行われることは、それが記録保管のためでない限り避けるべきである。記録保管の場合は、受付と取締役会や各委員会への配達、および回答の記録手順は保管され、株主請求に基づいて提出されなければならない。」という条項を、定款で規定する。

提案の理由

代表取締役に知られることなく、株主が取締役や監査役、特に独立役員と連絡を取れることは、重要であり、独立役員に株主が取締役候補者を独自に推薦できる仕組みを設けるべきである。例えば、代表取締役と法務部などが共同して行っている不正行為について、独立取締役や監査役会に伝えようとしても、幹部社員がその間に入って、それができない恐れがある。当社においては、株主が内容証明郵便で講師及び法務部の不正行為を監査役会に送付しても、代表取締役以下の社員が記録を監査役会に伝えているかさえ定かではない。 本議案に関する機関投資家の意見としての参考文献としては、例えば「説明責任のあるコーポレート・ガバナンス（企業統治原則）国際原則」カリフォルニア州職員退職年金基金（カルパース） 2008年４月21日35ページなどを参照。次世代の子供や孫の世代のためにも、「偽装の企業統治」は止めにするべきである。

○第19号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社では、株主総会及び決算説明会の機会に加えて、株主総会終了後に株主様向けの説明会も開催し、株主の皆様から当社取締役に対して相談及び連絡等を頂ける機会とさせていただいており、株主の皆様と当社取締役との間の連絡体制は十分に整備されているものと考えております。

したがいまして、本提案のような定款規定を設ける必要はないものと考えております。

第20号議案　定款一部変更の件（大塚和成弁護士の社内外での問題行動に関する特別調査委員会の設置）

議案の要領

「当社が社外の弁護士も参加すると広報している『UTグループコンプライアンス・リスク管理会議』に参加している当社社外取締役・大塚和成弁護士の問題行動に関する特別調査委員会を設置する。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由
　当社社外取締役・大塚和成弁護士は、弁護士業界においてコンプライアンス違反を起こし、2016年２月に所属していた第二東京弁護士会から退会命令処分が下された人物である（後に日本弁護士連合会が業務停止処分２年に軽減）。同氏のコンプライアンス違反の内容は、処分を軽減した日本弁護士連合会でさえ、「意に沿わない性行為を実行したものであり、この行為はセクシャル・ハラスメントと評すべき」と厳しく糾弾したものであり、当該弁護士を当社のコンプライアンス遵守の強化のために社外取締役にしているのは、「私たちは、従業員一人ひとりの基本的人権を尊重し、一切の不当な差別を行いません。また、セクシャル・ハラスメントなどの、個人の尊厳を損なう行為は容認しません。」と謳う当社の「コンプライアンス行動規範」と整合性が取れていないと受け取られかねない。

○第20号議案に対する取締役会の意見
　取締役会は、**本提案に反対いたします。**
　定款は、会社の組織と運営に関する事項を定めた基本規則であり、定款規定において本提案のような個別の事象に関する委員会の設置を規定することは適切とはいえず、本提案のような定款規定を設けるべきではないと考えております。

第21号議案　大塚和成取締役解任の件
議案の要領
　当社取締役・大塚和成氏を取締役から解任する。

提案の理由
　当社取締役・大塚和成は、第二東京弁護士会によれば、2013年2月、ある懇親会に出席していた女性　（二重橋法律事務所の女性弁護士）　に対して、「ホテルの部屋で飲もう」「大丈夫、大丈夫、飲むだけだから。」と執拗に言いながら、ホテルの部屋に連れて入り、意思に反した性行為を強要したとして、退会命令の懲戒処分を受けた。その後、業務停止２年に処分を低減させた日本弁護士連合会も「意に沿わない性行為を実行」「セクシャル・ハラスメントと評するべきであ」る、「著しく弁護士の品位を失うべき非行」などと認定している。大塚氏の行動は、「一つ一つは合法だが、全体として社会的に許容できない水準の行為」を繰り返していたとの指摘もあり、また大塚氏本人から、強姦嫌疑疑惑に対して、なんら納得できる弁解がいまだ行われていない。かかる人物を、当社の社外取締役としておくことは、当社の評判や、しいては株主価値を毀損する結果となる恐れがある。
なお、本総会において、大塚和成を取締役に選任する議案が、会社側あるいは他の株主から事前に提出された場合、以下の修正議案を株主総会招集通知または参考書類に記載することを、請求する。

○第21号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社の取締役の任期は1年であり、社外取締役である大塚和成氏の任期は、本年度の株主総会終了時までとなっております。そのため、解任決議がなされない場合であっても、本年度株主総会の終了により大塚氏は任期満了となるため、その決議により同氏を解任する必要はないものと考えております。

また、大塚氏は、当社の取締役としての職務執行に必要な豊富な知見を有する人物であり、当社は同氏を解任すべき特段の理由はないものと考えております。

第22号議案　会社側の取締役選任議案に対する修正提案

議案の要領

大塚和成を取締役に選任せず、代わりにLucian A. Bebchuk（ルシアン・A・ベブチャック）を取締役に選任する。

提案の理由

大塚和成氏は、第二東京弁護士会から退会命令の懲戒処分を受け、処分を軽減した日本弁護士連合会から現在業務停止２年の処分中であり、「(部下の女性弁護士に)　性行為を強要した」処分の理由もあわせて考慮しても、当社の社外取締役として適切だとは到底いえない。二重橋法律事務所（現：祝田法律事務所）は、当該弁護士が直接担当していないといって、当該法律事務所と顧問契約や受任関係のある上場企業の独立取締役に、自身が代表を務める法律事務所の弁護士を送り込むという、企業統治が国際的投資家からも重視される状況を嘲笑い、我が国の大手法律事務所が行わない行為を公然と行っていた。驚くべきは、大塚氏は、自身の批判の対象となった一連の行為に関して、なんら弁解を対外的に行っていない。まさに、「一つ一つは合法だが、全体では社会的に許容されない水準の行為」を繰り返していたと言わざるを得ず、当社の独立社外取締役として不適格である。ならば、世界的に著名な会社法学者に、「お雇い外国人」として、声をかければいいだけの話である。

取締役候補者　Lucian A. Bebchuk（ルシアン・A・ベブチャック）

経歴　1955年ポーランド生まれ。ハイファ大学で数学及び経済学の学士号、テルアビブ大学から法律学士号を取得後、渡米。ハーバード大学から法学博士号 ならびに経済学博士号を取得。著書に「業績連動型報酬の虚実-アメリカの役員報酬とコーポレートガバナンス」（ジェッセ・フリード教授との共著）などがある。特に、「1994～ 07年までの約２千の米国の事例を分析した論文「ヘッジファンド・アクティビズムの長期的効果」において、総資産利益率(ROA) でみても、「トービンの Q（株式会社での企業価値を、資本の再取得価格で割った値)」でも、アクティビストの活動の標的になってから、５年後にかけて経営指標は好転して

いくというのである。」 と実証した研究などが著名。

○第22号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

現在の当社の状況に照らし、取締役は会社提案でご説明申し上げた構成が最も妥当であると考えており、本提案の人物を取締役に選任する必要はないものと考えております。

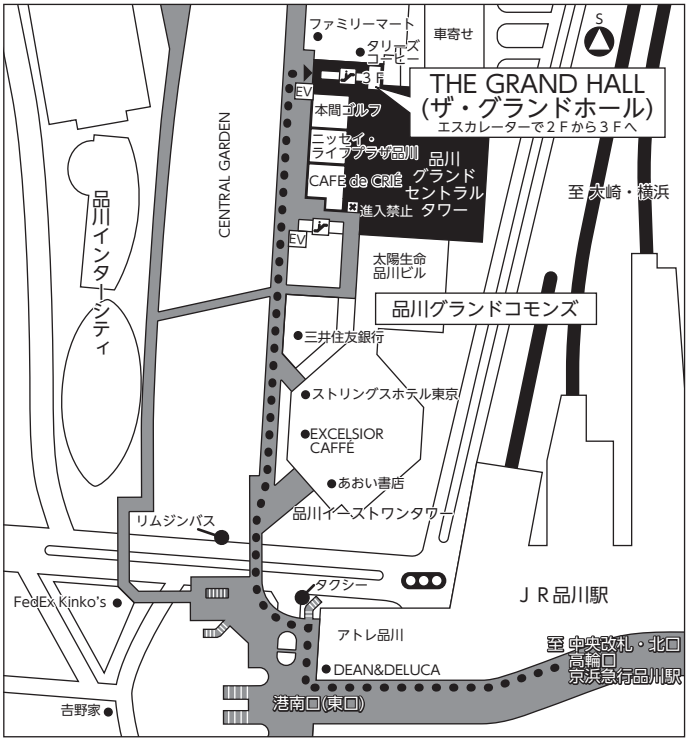
以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：ＴＨＥ　ＧＲＡＮＤ　ＨＡＬＬ（ザ・グランドホール）
東京都港区港南二丁目16番４号
品川グランドセントラルタワー３階
電話　０３－５４６３－９９７１



交通機関
≪電車≫ＪＲ　品川駅　中央改札より…徒歩８分
港南口（東口）方向へ連絡通路を進み、地上に下りることなく港南口（東口）右角のカフェ（ＤＥＡＮ&ＤＥＬＵＣＡ）で右折し、道なりにお進みください。
ゴルフショップ（本間ゴルフ）先にございます自動ドアより、品川グランドセントラルタワーにお入りいただき、管内エスカレーターにて３階へお上がりください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。